

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和8年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R8. 5. 25	R8. 6. 1	宗教法人「〇〇」の全ての規則	7	1													生活文化局都民 生活部管理法人 課
2	R8. 5. 25	R8. 6. 1	宗教法人「〇〇」の全ての規則	13	1					1		1					【東京都情報公開条例第7条第2号】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 ・偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局都民 生活部管理法人 課
3	R8. 5. 21	R8. 6. 5	東京都文化スポーツ局都民生活部管理法人課NPO法人担当に令和〇年〇月に 申出人〇〇により提出された認定特定非営利活動法人3法人に関する行政手続 法36条の3に基づき処分等の求めに関する申出書に対する東京都の行政手続 法に基づく対応に関する処分に関する決定に関連する文書、受領確認、担当部 署内における上申や報告、関連部門による決定、裁可等の行政手続法に対する 東京都の決定に関する文書を含む	0				1		1							東京都情報公開条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかに しないで不開示とする。 請求内容は特定の個人を識別できるものであり、当該公文書が存在 しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人を識別することが できるもの」として個人の権利利益を害するおそれのある情報を公にすることになるため。	生活文化局都民 生活部管理法人 課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
4	R8. 5. 28	R8. 6. 11	〇〇幼稚園に関して、相談、苦情、虐待又は不適切保育に関する通報等を受けて、東京都又は東京都職員が作成、取得又は保有する文書。	0				1			1							【東京都情報公開条例第7条第3号】 開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当する情報の有無を明らかにすることとなるため	生活文化局私学部私学行政課
5	R8. 6. 10	R8. 6. 19	非営利活動法人の所轄庁である東京都の知事宛に令和〇年〇月に提出された行政手続法第36条の3に基づく認定非営利活動法人の認定特定非営利活動法人〇〇（法人番号：〇〇） 認定特定非営利活動法人〇〇（法人番号：〇〇） 認定特定非営利活動法人〇〇（法人番号：〇〇） に対する特定非営利活動促進法による処分等の求めに対する東京都の行政手続法に基づく対応に関する決定に関連する文書。担当部署内における上申や報告および関連部門による決定・裁可・裁決・決裁等の行政手続法による申し出に対する東京都の決定に関連する文書を含む	0				1			1							本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、上記公文書の件名に記載された事実の発生の有無を明らかにすることとなり、当該法人の信用の低下を招き、事業運営上の地位が損なわれるおそれがあり、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号に該当することから、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する。	生活文化局都民生活部管理法人課
6	R8. 6. 11	R8. 6. 25	1. 東京都美術館の公募展示室（Ⅰ～Ⅲ区分）の利用承認・割当・抽選順位を決定する際の「審査・評価基準」が分かる文書。 2. 令和5年度（又は直近年度）に同展示室（Ⅰ～Ⅲ区分）を利用した全団体の申請書類に基づく、「会員」及び「一般（非会員）」の人数や割合の実績が分かる集計データや一覧表。	0			1											実施機関において当該文書を作成または取得しておらず、存在しないため。	生活文化局文化振興部文化事業課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R8. 4. 27	R8. 6. 26	・学校法人〇〇（〇〇小学校・中学校）による、令和〇年〇月の「募集停止および休校決定の発表」に至るまでの、東京都と当該法人との間で行われた相談・協議・報告等に関する文書一式（電子メール、会議記録、決裁文書等を含む） ・決定後の在校生・入学予定者の処遇についての、東京都と当該法人との間で行われた協議等に関する文書一式（電子メール、会議記録、決裁文書等を含む）	22		1				1	1		1	1				【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人の内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第5号】 東京都と文部科学省間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換および意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 法人から任意で行われた秘匿性の高い相談であり、公にすることにより、当該法人との信頼関係を損ない、東京都の私立学校における認可・届出事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化局私学部私学行政課
8	R8. 4. 27	R8. 6. 26	・学校法人〇〇（〇〇小学校・中学校）による、令和〇年〇月の「募集停止および休校決定の発表」に至るまでの、東京都と当該法人との間で行われた相談・協議・報告等に関する文書一式（電子メール、会議記録、決裁文書等を含む） ・決定後の在校生・入学予定者の処遇についての、東京都と当該法人との間で行われた協議等に関する文書一式（電子メール、会議記録、決裁文書等を含む）	0		1					1			1				【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人の内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 法人から任意で行われた秘匿性の高い相談であり、公にすることにより、当該法人との信頼関係を損ない、東京都の私立学校における認可・届出事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化局私学部私学行政課